

ひろしまけん 交通指導員だより

2019.11
第44号

発行：
広島県環境県民局
県民活動課
(交通安全対策室)

交通指導員研修会を開催しました。

10月16日(水)、『令和元年度交通指導員研修会』(主催 広島県・(公財)広島県交通安全協会)を開催しました。この研修会は、例年、県庁講堂で行っていたのですが、県庁本館の耐震工事に伴い使用できなかったため、今年は「広島県運転免許センター」を会場とし、市町、各地区交通安全協会から、約60人の参加がありました。

まず、県警察本部から「交通事故発生状況」と「高齢者の交通事故防止の取組」についての説明があり、続いて、「(社)日本自動車連盟広島支部の田中係長による「安全運転サポート車」の性能についての説明と並行して、体験乗車を行いました。これは、(株)スズキ自販広島、ダイハツ広島販売(株)の協力により、計4台のサポート車が用意され、うち1台は、後付けの踏み間違い防止装置を装着した車でした。呉交通安全協会の荒井指導員、益田指導員、松村指導員は「(ブレーキが)しっかり効いているのが分かる。親の世代にも勧めたい。」と話されていました。また、ダイハツ広島販売(株)西部店舗営業部の新山副部長は「後付けの装置は、費用の面でも現実的でお勧めです。」と話されていました。アンケートでは「後付けタイプのことを知ることができた。」「サポート車とは、自動運転ではなく、あくまで補助でしかないことを理解した。」といった感想をいただきました。



午後からは、本田技研工業(株)西條チーフによる「交通安全教育プログラム」の紹介で、今年は、小学校高学年・中学生対象のプログラムでした。このプログラムを通じて、指導にあたっての要点の説明があり、「問いかけること、自分で気付かせること(が大事。)」といった感想をいただきました。



なお、アンケートのその他意見として、特に、「他団体の指導の様子を知りたい。」「効果的な指導方法を知りたい。」という要望を多くいただいております。自薦でも他薦でも構いませんので、是非ご一報ください。

2019年
広島県交通安全
年間スローガン
「危険だよ
スマホに夢中の
その君」



サポにゃん登場

10月20日(日)、広島運輸支局で開催された「第32回Go!Go!Carにばる」において、安全運転サポート車普及啓発協議会キャラクター「サポにゃん」がお披露目されました。



クルマの画像をあしらった仮面

コンセプト

- ・交通事故を減らすために「猫の手も借りたい」
- ・サポートという言葉が「猫の手」をイメージ



各種センサーやカメラで人や車などを感知

ダイハツ広島販売(株)の体験車には、後付けの踏み間違い防止装置を装着した車がありました。詳しくは、「つくつく防止」で検索 ↓

<https://www.daihatsu.co.jp/accessory/tsukutsukuboushi/index.htm>



ペダル踏み間違い時
加速抑制装置



令和元年 年末交通事故防止 県民総ぐるみ運動
令和元年12月1日～12月10日

00

死亡事故ゼロゼロ(令和)ファイナル75日作戦
～2020年につなげよう～

2019年広島県交通事故死者数スロースト
危険だよスマホに夢中 その題

4つの重点
子供と高齢者の安全な通行の確保
高齢運転者の交通事故防止
飲酒運転の根絶
自転車の安全利用の推進

広島県 広島県警察 広島県教育委員会
公益財団法人広島県交通安全協会 広島県交通安全活動推進センター

年末交通事故防止県民総ぐるみ運動

■実施期間
12月1日(日)～10日(火)

■運動の重点

子供と高齢者の安全な通行の確保

- ・夕暮れ時や夜間外出する際は、反射材用品を着用しましょう。
- ・夕暮れ時に車を運転する際は、早めにライトを点灯しましょう。

高齢運転者の交通事故防止

- ・通り慣れた道路でも油断せず、しっかりと安全確認をしましょう。
- ・安全運転サポート車(サポカーS)を検討しましょう。

飲酒運転の根絶

- ・お酒を飲んだら、絶対に車を運転しない。
- ・車を運転する人にはお酒を勧めない。

自転車の安全利用の推進

- ・自転車安全利用5則を守りましょう。
- ・自転車の交通ルールと交通マナーを守りましょう。



年末交通事故防止県民総ぐるみ運動開始式等を実施します

| 行事名 | 日時・場所 | 内容 |
|-------------|---|---------------------------------------|
| 開始式 | 11月29日(金) 午前9時40分～ 県庁正面駐車場 | ・たちばな幼稚園児による交通安全メッセージ ・交通安全パトロール出発 |
| 交通安全キッズパレード | 11月29日(金) 午前10時20分～ 広島市中区本通商店街アーケード | 交通対策協議会各機関・団体及びたちばな幼稚園児約70名による街頭パレード |

なくそう交通死亡事故
アンダー
75作戦

携帯電話等使用での

ながら運転 厳罰化!

運転中のスマートフォンの使用や画面注視をきっかけに起きる事故が増えています。

「ながら運転」は、重大な事故を引き起こす原因にもなる危険な行為です。



ながら運転は 絶対にやめましょう!

改正道路交通法：令和元年12月1日 施行

携帯電話使用等により交通の危険を生じさせた場合

携帯電話の使用等(保持)

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| 【罰則】 3月以下の懲役または5万円以下の罰金 | 【罰則】 1年以下の懲役または30万円以下の罰金 |
| 【違反点数】 2点 (酒気帯び点数1.4点) | 【違反点数】 6点 (即免許停止) (酒気帯び点数1.6点～取消) |
| 反則金 大型 1万2千円 普通 9千円 二輪 7千円 小特等 6千円 | 非反則行為となり、すべて罰則を適用 |
| 改正前 | 改正後 |
| 【罰則】 5万円以下の罰金 | 【罰則】 6月以下の懲役または10万円以下の罰金 |
| 【違反点数】 1点 (酒気帯び点数1.4点) | 【違反点数】 3点 (酒気帯び点数1.5点～取消) |
| 反則金 大型 7千円 普通 6千円 二輪 6千円 小特等 5千円 | 反則金 大型 2万5千円 普通 1万8千円 二輪 1万5千円 小特等 1万2千円 |